

京都女子大学大学院  
こころの相談室

# 心理臨床研究

KYOTO WOMEN'S UNIVERSITY GRADUATE SCHOOL

2014  
第7号

本誌は、京都女子大学大学院「こころの相談室」の心理臨床研究の発表および活動報告を目的として発行するものです。

本誌には、事例研究も掲載しております。読者の方々には個人の尊重の意味から秘密の保持について十分なご配慮をお願いいたします。

---

巻頭言	心理臨床家の養成のための実りある場として… 倉本義則 … 1
-----	--------------------------------

## 研究論文

人は動物を見てどのようなことばを語るのか —水族園における来園者の会話についての一考察— …………… 門多真弥・古田圭介・亀崎直樹・ 古池若葉・大矢大 ……3
援助要請による利益とコストおよび過敏型自己愛傾向からみた 援助要請スタイルへの影響 …………… 河野七海 … 11
青年期における自己志向的完全主義と攻撃性の関連 …………… 黒木靖恵 … 23
子の養育者への自己開示と養育者の要因について —養育者への信頼性との関連— …………… 松田万祐理 … 35

## 事例研究

心のスペースの萌芽をめざして —児童養護施設での幼児との心理療法— …… 築地典絵 … 45
発達障害を持つ思春期女子とのプレイセラピー過程 …………… 森島由美子 … 55

## 講演録

平成25年度 公開講座「機能不全家庭に育った影響を乗り越えて」 —分離とメンタライズする力の成長を支援する— …………… 65
平成26年度 公開講座「病気とつきあいながら自分らしく生きる」を支える —慢性疾患・小児がんの子どもと学校・地域— …………… 77

## 報告

平成25・26年度公開講座報告 …………… 99
平成25・26年度活動報告 …………… 100
京都女子大学大学院こころの相談室規則…………… 105

---

平成25年度

## 第12回公開講座報告

幼少期の離別や虐待、過度に支配的な養育を受けて育った体験は、その人の心を大きく傷つけ、境界性パーソナリティ障害、うつ病、摂食障害などの重篤な心の病を引き起こしかねない。そこで、第12回公開講座では、そういった機能不全家庭に育った方々の治療に数多く携わっておられる崔炯仁（ちえ ひょんいん）先生をお招きした。先生の豊富な臨床経験から、生きづらさを抱えた人々がどのように養育体験の影響を乗り越えていくのか、その過程を支える治療ではどのような工夫が必要なのか、自己心理学とメンタライゼーションという新しい知見に基づき、「このころの中にこのころを保持する」ための先生の知恵と工夫をご講演いただいた。

日 時：平成25年7月6日（土）

14：00～17：00

テーマ：機能不全家庭で育った影響を乗り越えて一分離とメンタライズする力の成長を支援する—

講 師：崔炯仁先生（いわくら病院 精神科医、医学博士）

正木大貴（本学准教授）

参加者：本講座のテーマに関心をお持ちの方で、主に教職員、公的機関職員、施設職員、心理職、保健師、看護師など198名の方が参加された。職種別の参加割合は図1のとおりである。

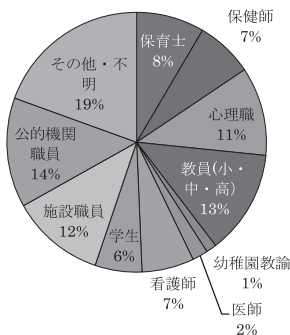


図1 参加者の職種別割合

平成26年度

## 第13回公開講座報告

医療の進歩によって、多くの慢性疾患・小児がんの子どもたちが、地域の学校で学び、社会に巣立っていくようになった。それにつれて子どもたちが社会や地域で「生きづらさ」に直面していることも明らかになり、私たちが子どもたちと共に考え支えることが求められている。そこで、第13回公開講座では、そういった慢性疾患・小児がんを抱える子どもたちやご家族を長年にわたり支援しておられる谷川弘治（たにがわ こうじ）先生をお招きした。先生の豊富な臨床経験から、慢性疾患・小児がんの子どもたちが抱える「生きづらさ」をどう個別に支援していくのか、また地域でどう支えていくのか、支援の基本をご講演いただいた。

日 時：平成26年7月5日（土）

14：00～17：00

テーマ：「病気とつきあいながら自分らしく生きる」を支える—慢性疾患・小児がんの子どもと学校・地域—

講 師：谷川弘治先生（西南女学院大学保健福祉学科教授、学校心理士、ガイダンスカウンセラー）

松浦ひろみ（本学准教授）

参加者：本講座のテーマに関心をお持ちの方で、主に学生、心理職、教職員、主婦など92名の方が参加された。職種別の参加割合は図2のとおりである。

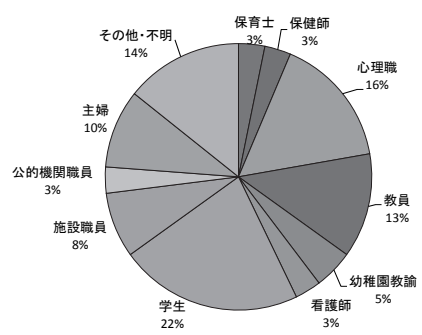


図2 参加者の職種別割合

## 平成25年度および平成26年度 こころの相談室活動報告

京都女子大学大学院こころの相談室における平成25年度および平成26年度の活動の概要について報告する。

### I 相談室のスタッフ構成

スタッフの構成については表1の通りである。主任相談員と院生を中心に相談業務を遂行している。大学院修了後の研修生も継続中のケースのみ担当している。

表1 こころの相談室 スタッフ構成

	平成25年度	平成26年度
室長	1	1
研究員	6	4
主任相談員	3	3
院生相談員	9	8
研修生	4	6
計	23	22

### II 相談活動

#### 1. 相談件数

表2、表3は平成25年度と26年度の相談件数を年齢別・性別に示したものであり、新規・ケースが26年度で若干減少した。男女比の割合は26年度で男性の比率がやや増加しているが、そのほとんどが就学前と小学生で占めている。新規ケースで目立った特徴としては、25年度で40代の女性の割合が高かったことと、26年度で中学生、高校生の新規相談が全く無かった点である。これまでと同様の傾向として、女性の相談件数が全体の約80%を占め、その中でも特に幼少期、児童期の保護者の年齢層である、30代、40代の

来談者が多かった。

表2 平成25年度 年齢別相談件数

(平成25年1月～12月) 単位：人

年齢	男性	女性	計
0歳～6歳	2(1)	2(1)	4(2)
7歳～12歳	7(2)	8(2)	15(4)
13歳～15歳	1	3(1)	4(1)
16歳～18歳	1	3(1)	4(1)
19歳～30歳	1	7(2)	8(2)
31歳～40歳	1	14(5)	15(5)
41歳～50歳	0	22(10)	22(10)
51歳～	0	5(2)	5(2)
計	13(3)	64(24)	77(27)

( ) 内は新規件数

表3 平成26年度 年齢別相談件数

(平成26年1月～12月) 単位：人

年齢	男性	女性	計
0歳～6歳	4(4)	1	5(4)
7歳～12歳	8(2)	9(2)	17(4)
13歳～15歳	0	3	3
16歳～18歳	1	1	2
19歳～30歳	2(1)	6(2)	8(3)
31歳～40歳	1	12(5)	13(5)
41歳～50歳	0	16(3)	16(3)
51歳～	0	7(2)	7(2)
計	16(7)	55(14)	71(21)

( ) 内は新規件数

#### 2. 面接形態および月別面接回数

平成25年度と平成26年度の面接形態と月別面接回数は表4、5に示す通りである。26年度は25年度と比較すると、受理面接は減少したものの、総面接回数は、並行面接で定期的に継続し

て来室されるケースが定着したこともあり増加した。受理面接の件数を月別にみると、26年度の前半はほぼ平均して推移していたが、後半以降は停滞傾向にある。相談室を近隣地域に広く浸透させ、新規相談件数を確保していくためには、インターネットや広告媒体などによる広報活動を積極的に行う事や、地域の教育や行政、

医療などの関係機関との連携を、より一層深めていく事が必要であり、重要な課題である。面接経過状況は表6、7に示す通りである。どちらの年度も新規、継続ケースを合わせると、全体のケース数のうち60～70%が継続となっている。

表4 平成25年度 面接形態および月別面接回数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
受理面接	2	1	0	1	4	6	0	0	6	1	5	1	27
単独面接	30	29	25	27	24	35	29	16	22	22	27	13	299
家族並行面接	60	38	56	53	38	70	72	36	66	68	62	53	672
心理査定面接	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	4
計	92	68	81	81	66	111	103	53	94	91	94	68	1002

表5 平成26年度 面接形態および月別面接回数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
受理面接	2	2	3	3	2	5	0	0	3	1	0	0	21
単独面接	13	28	19	25	29	20	22	21	23	31	26	23	280
家族並行面接	53	57	71	73	66	86	73	57	98	75	92	72	873
心理査定面接	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
計	69	87	93	101	97	111	96	78	124	107	118	95	1176

表6 平成25年度 12月末時点の面接経過状況

経過形態	平成25年以前より継続	25年新規	計
終 結	15	3	18
継 続	34	16	50
中 断	1	3	4
ガイダンス	0	4	4
リファー	0	1	1
計	50	27	77

表7 平成26年度 12月末時点の面接経過状況

経過形態	平成26年以前より継続	26年新規	計
終 結	7	4	11
継 続	34	14	48
中 断	6	0	6
ガイダンス	0	1	1
リファー	3	2	5
計	50	21	71

3. 主訴別分類・診断別分類

平成25年度と平成26年度の新規・継続を合わせた主訴別件数で最も多かったのは発達障害や情緒的な問題などの「発達の問題」であった。どちらの年度とも、こころの悩み、性格・生き方の問題などの「こころの問題」がそれに続き、次いで親子関係などの「家族の問題」の順となっている。(表8, 9)

診断別件数については新規ケース数が少なかったため、その傾向にほとんど変化は見られなかった。ケース全体のうち30%~40%が保護者面接となっており、「発達障害およびその疑い」が本人面接、保護者面接ともに最も多く、「発達過程における情緒的問題」がそれに続いている。(表10, 11)

表8 平成25年度 主訴別件数

単位：人

主訴区分			男性	女性	計
発達の問題	発達障害	発達の遅れ, 言葉の遅れ, 自閉, 多動等	7	16(4)	23(4)
	情緒的問題	チック, 夜尿等	3(2)	12(4)	15(6)
学校の問題	不登校		0	1	1
	その他	集団不適応, 学校での対人関係等	2	4(1)	6(1)
家族の問題	親子関係の問題	子育て, 教育, しつけ等	1(1)	10(6)	11(7)
	夫婦関係の問題		0	1(1)	1(1)
	その他	嫁姑関係, 同胞関係等	0	0	0
こころの問題	こころの悩み・精神的問題	対人恐怖, 不安, 抑鬱, 摂食障害, 心身症状等	0	13(7)	13(7)
	性格・生き方の問題		0	6(1)	6(1)
社会的問題	社会での問題	職場・近隣での対人関係等	0	1	1
	反社会的問題	非行等	0	0	0
その他		被害等	0	0	0
計			13(3)	64(24)	77(27)

( ) 内は平成25年度新規相談件数

表9 平成26年度 主訴別件数

単位：人

主訴区分			男性	女性	計
発達の問題	発達障害	発達の遅れ, 言葉の遅れ, 自閉, 多動等	10(4)	19(5)	29(9)
	情緒的問題	チック, 夜尿等	2(1)	8(2)	10(3)
学校の問題	不登校		0	1	1
	その他	集団不適応, 学校での対人関係等	2(1)	2(1)	4(2)
家族の問題	親子関係の問題	子育て, 教育, しつけ等	1	8	9
	夫婦関係の問題		0	0	0
	その他	嫁姑関係, 同胞関係等	0	1	1
こころの問題	こころの悩み・精神的問題	対人恐怖, 不安, 抑鬱, 摂食障害, 心身症状等	1(1)	10(4)	11(5)
	性格・生き方の問題		0	4	4
社会的問題	社会での問題	職場・近隣での対人関係等	0	2(2)	2(2)
	反社会的問題	非行等	0	0	0
その他		被害等	0	0	0
計			16(7)	55(14)	71(21)

( ) 内は平成26年度新規相談件数



表10 平成25年度 診断別件数 単位：人

診断区分		男性	女性	計
本人 面接	発達障害および その疑い	6	7(1)	13(1)
	発達過程における 情緒的問題	4(2)	4(1)	8(3)
	不 登 校	0	0	0
	集団不適応	1	3(2)	4(2)
	親子関係の問題 (思春期以降の子ども)	0	2(1)	2(1)
	親との関係の問題 (子の立場から)	1(1)	4(2)	5(3)
	育児の問題 (幼少期)	0	0	0
	家族関係の問題	0	4(2)	4(2)
	対人関係の問題	0	5(1)	5(1)
	同一性の問題	0	3	3
	人格障害および その疑い	0	1(1)	1(1)
	神経症水準	0	4(2)	4(2)
	生き方の問題	0	2	2
	その他	0	0	0
保護者 面接	発達障害および その疑い	0	11(3)	11(3)
	発達過程における 情緒的問題	0	9(4)	9(4)
	不 登 校	0	0	0
	集団不適応	1	2(1)	3(1)
	対人関係の問題	0	1(1)	1(1)
	神経症水準	0	1(1)	1(1)
	人格障害および その疑い	0	1(1)	1(1)
計	13(3)	64(24)	77(27)	

( ) 内は平成25年度新規相談件数

表11 平成26年度 診断別件数 単位：人

診断区分		男性	女性	計
本人 面接	発達障害および その疑い	10(4)	8(1)	18(5)
	発達過程における 情緒的問題	3(1)	3	6(1)
	不 登 校	0	0	0
	集団不適応	0	1	1
	親子関係の問題 (思春期以降の子ども)	0	1	1
	親との関係の問題 (子の立場から)	0	3	3
	育児の問題 (幼少期)	0	0	0
	家族関係の問題	0	1	1
	対人関係の問題	1(1)	4(2)	5(3)
	同一性の問題	0	3	3
	人格障害および その疑い	0	0	0
	神経症水準	0	3(1)	3(1)
	生き方の問題	0	1	1
	その他	1(1)	1(1)	2(2)
保護者 面接	発達障害および その疑い	0	15(5)	15(5)
	発達過程における 情緒的問題	0	5(1)	5(1)
	不 登 校	0	1(1)	1(1)
	集団不適応	1	2(1)	3(1)
	対人関係の問題	0	2	2
	神経症水準	0	0	0
	人格障害および その疑い	0	1(1)	1(1)
計	14(3)	58(15)	72(18)	

( ) 内は平成26年度新規相談件数

### Ⅲ 子育て教室

子育て支援活動の一環として、また、臨床心理士を目指す大学院生の教育・実践の場として、当相談室では平成14年度から子育て教室を開催している。就園までの乳幼児とその親を対象とし、週1回1時間の小グループ活動を行っているが、遊びを通して、子どもの発達や親子関係、親子それぞれの仲間作りを支援することを目的とし、育児や発達に関する参加者の不安や疑問

にもきめ細やかに対応していくよう心がけている。

平成25年度、26年度の子育て教室は、以下のような要領で行われた。年間スケジュールは表12、13の通りである。近年の傾向として、上の子の就園により卒業となった方が、第二子、第三子等の誕生によって再参加するケースが多くなっており、長期にわたって参加される親が増えたことで、親同士の関係が深まり交流がさかんになってきている。長年参加している親子の興味関心が続くようなプログラムの工夫や、教



室でゆったり過ごしながら気軽に相談や話ができる場としても機能できるよう心がけ、今後もさらに充実した活動を展開させていきたいと考えている。

【期間】平成25年4月～平成26年3月  
(平成25年度)  
平成26年5月～平成27年3月  
(平成26年度)

【日時】毎週木曜日 午前10～11時

【場所】こころの相談室 プレイルーム1,  
プレイルーム3

【参加者】親子10組(平成25年度)  
親子9組(平成26年度)

【スタッフ】教員2名, 相談員3名, 院生6名  
(平成25年度)  
教員2名, 相談員3名, 院生7名  
(平成26年度)

【参加費】無料

表12 年間スケジュール(平成25年度)

4月25日	出席カード作り	10月24日	手形取り・お絵かき
5月9日	散歩	10月31日	どんぐり・落ち葉ひろい
5月16日	マラカス作り	11月7日	みのむし人形作り
5月23日	庭遊び	11月14日	紙吹雪遊び
5月30日	ボールプール遊び	11月21日	からだ遊び
6月6日	庭遊び	11月28日	小麦粉粘土遊び
6月13日	乗り物遊び	12月5日	シール・スタンプ遊び
6月20日	ブロック遊び	12月12日	クリスマス飾り作り
6月27日	からだ遊び	12月19日	クリスマス会
7月4日	七夕飾り作り	＜冬期休業＞	
7月11日	プール遊び	1月9日	お正月遊び
7月18日	プール遊び	1月16日	乗り物遊び
＜夏期休業＞		1月23日	プラレール遊び
9月12日	プール遊び	1月30日	ボールプール遊び
9月19日	水(スタンプ)遊び	2月13日	小麦粉粘土遊び
9月26日	ミニ運動会	2月20日	散歩
10月3日	散歩	2月27日	ひな飾り作り
10月10日	庭遊び	3月6日	動物園ごっこ
10月17日	ボールプール遊び	3月13日	お楽しみ会

表13 年間スケジュール(平成26年度)

5月1日	出席カード作り	10月23日	庭遊び・手形取り
5月8日	散歩	10月30日	ハロウィン遊び
5月15日	マラカス作り	11月6日	ボールプール遊び
5月22日	庭遊び	11月13日	散歩
5月29日	ボールプール遊び	11月20日	紙吹雪遊び
6月5日	からだ遊び	11月27日	からだ遊び
6月12日	お絵かき遊び	12月4日	粘土遊び
6月19日	庭遊び	12月11日	クリスマス飾り作り
6月26日	庭遊び	12月18日	クリスマス会
7月3日	七夕飾り作り	＜冬期休業＞	
7月10日	段ボール遊び	1月15日	シール・スタンプ遊び
7月17日	プール遊び	2月5日	紙吹雪遊び
＜夏期休業＞		2月12日	粘土・ごっこ遊び
9月18日	庭遊び	2月19日	乗り物遊び
9月25日	乗り物遊び	2月26日	ボールプール遊び
10月2日	庭遊び	3月5日	プラレール遊び
10月9日	散歩	3月12日	お楽しみ会
10月16日	ミニ運動会		

#### IV 教育活動

大学院の授業であるケースカンファレンスは夏期や冬期などの大学休暇期間を除く毎週木曜日の午後1時から、教員、主任相談員、院生の相談室スタッフ全員参加により開催された。主

に院生が相談室や学外の実習先で受け持つケースについての事例の発表と検討が行なわれた。(平成25年度 28回, 平成26年度 28回)

また新規申込の際には担当者を決定するためのインタークカンファレンスが行われ、インターク、終結報告、および引継ぎカンファレンスも実施された。

## 京都女子大学大学院こころの相談室規則

### (設置)

- 第1条 京都女子大学大学院学則第44条に基づき、京都女子大学大学院（以下「本大学院」という。）に京都女子大学大学院こころの相談室（以下「相談室」という。）を置く。
- 2 相談室の組織及び運営は、この規則の定めるところによる。

### (目的)

- 第2条 相談室は建学の精神に則り、臨床心理学の実践にかかわる学術研究を深め、その成果を京都女子大学大学院の教育、並びに社会一般に還元することを目的とする。

### (事業)

- 第3条 相談室は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 心理学的援助を必要としている一般の人々に対する心理教育相談
  - (2) 大学院発達教育学研究科心理学専攻博士前期課程臨床心理学領域、及び同教育学専攻博士後期課程心理学領域の学生に対する臨床心理学の研究・実習指導
  - (3) 臨床心理学に関する学術的調査・研究及びその成果の発表と刊行
  - (4) その他、前条の目的を達成するために必要と認めた事業

### (心理教育相談の種類及び相談料金)

- 第4条 心理教育相談の種類及び相談料金については別に定める。

### (相談室構成員)

- 第5条 相談室の事業を行うため次の構成員を置く。
- (1) 室長 1名
  - (2) 研究員 若干名
  - (3) 兼任研究員 若干名
  - (4) 主任相談員（非専任職員） 若干名
  - (5) 院生相談員
- 2 受付業務等の事務処理のため事務員を置くことができる。

### (室長)

- 第6条 室長は相談室運営業務全般を統括するとともに、相談室構成員として、相談活動に従事する。
- 2 室長は院生相談員に対する助言・指導を行い、その責任を負う。
  - 3 室長は大学院発達教育学研究科心理学専攻博

士前期課程臨床心理学領域の専任教授で、かつ（財）日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者（以下「有資格者」という。）の中から、発達教育学研究科委員長の推薦にもとづき、学長が委嘱する。

- 4 室長の任期は2年とし、重任を妨げない。

### (研究員)

- 第7条 研究員は室長を補佐して、相談室運営業務全般に従事するとともに、相談活動に従事する。
- 2 研究員は室長とともに院生相談員に対する助言・指導を行い、その責任を負う。
  - 3 研究員は大学院発達教育学研究科心理学専攻博士前期課程臨床心理学領域の専任教員で、有資格者の中から、室長の推薦にもとづき学長が委嘱する。
  - 4 研究員の任期は2年とし、重任を妨げない。

### (兼任研究員)

- 第8条 兼任研究員は、室長、研究員とともに相談活動を分担することができる。
- 2 兼任研究員は室長、研究員とともに院生相談員の助言・指導を行い、その責任を負う。
  - 3 兼任研究員は大学院発達教育学研究科心理学専攻博士前期課程臨床心理学領域の専任教員で、有資格者と同等以上の心理臨床経験を有するものの中から、室長が推薦し、運営委員会の議を経て、学長が委嘱する。
  - 4 兼任研究員の任期は2年とし、重任を妨げない。

### (主任相談員)

- 第9条 主任相談員は、室長・研究員とともに、相談活動を分担し、併せて相談活動に付随する諸業務に従事する。
- 2 主任相談員は原則として臨床心理士の資格取得後3年以上、もしくはそれと同等以上の心理臨床経験を有するもので、運営委員会の議を経て委員長が推薦し、学長の申し出にもとづき、学園長の承認を得て、理事長名で雇用契約を締結する。

### (院生相談員)

- 第10条 削除
- 第11条 院生相談員は、大学院発達教育学研究科心理学専攻博士前期課程臨床心理学領域及び同教育学専攻博士後期課程心理学領域の学生で室長が認めた者とする。

- 2 院生相談員は、室長・研究員・兼担研究員の指導・監督のもとに相談に従事することができる。

(運営委員会)

第12条 相談室の適正かつ円滑な運営を図るため、こちらの相談室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設ける。

(運営委員会の構成)

第13条 運営委員会は次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 教務部長
- (2) 総務部長
- (3) 各研究科委員長
- (4) 教務部次長
- (5) 大学院委員会委員の中より、学長の指名する者1名
- (6) 室長
- (7) 研究員

(任期)

- 第14条 前条第5号に定める委員の任期は1年とし、重任を妨げない。
- 2 前項の委員に欠員が生じたときは、直ちに補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 前条第5号を除く委員の任期は、それぞれの在任中とする。

(委員長)

第15条 委員長は発達教育学研究科委員長をもってあてる。

(運営委員会の運営)

- 第16条 委員長は運営委員会を招集し、その議長となる。
- 2 運営委員会は委員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の同意により議事を決する。
- 3 委員長は必要に応じて、関係職員に出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(運営委員会の審議事項)

- 第17条 運営委員会は次の事項を審議する。
- (1) 相談室の管理運営に関すること
  - (2) 臨床心理業務の基本方針に関すること
  - (3) 院生相談員の研究・実習指導に関わる基本方針に関すること
  - (4) 兼担研究員・主任相談員・相談員の選任に関すること
  - (5) 他の部局及び大学院委員会等の連携に関する事項
  - (6) その他、相談室の業務に関する基本的事項

(専門会議)

第18条 第3条の事業を円滑に行うため、運営委員会のもとに専門会議を設ける。

- 2 専門会議は第5条第1号から第4号までの構成員、及び学部事務センター課長をもって構成する。
- 3 専門会議は室長が議長となって議事を運営する。
- 4 室長は必要に応じて、関係職員に出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(専門会議の審議事項)

- 第19条 専門会議は次の事項を審議する。
- (1) 臨床心理活動に関する事項
  - (2) 臨床心理相談担当者の業務分担並びに連絡調整に関する事項
  - (3) 院生相談員の指導に関する事項
  - (4) その他臨床心理活動に必要な具体的事項

(事務の所掌)

第20条 こちらの相談室の事務は、教務部学部事務センターがこれを所掌する。

(機密の保持)

- 第21条 相談担当者及び相談室の業務に関与する者は、職務上知り得た相談者の秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 その他、倫理に関わる事項については、(財)日本臨床心理士資格認定協会の規定する「臨床心理士倫理綱領」を遵守するものとする。

(改廃)

第22条 この規則の改廃は、大学院委員会の議を経て学長の申し出にもとづき学園長が行う。

- 附 則 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則
- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正規則施行の際、現に室長及び研究員である者は、この改正規則により委嘱された室長及び研

究員と見做す。但しその任期は、旧規則に基づく任期満了の日までとする。

- 3 第3条第2号の定めにかかわらず、相談室は大学院文学研究科教育学専攻博士前期課程臨床心理学領域及び同後期課程心理学領域の学生に対する臨床心理学の研究・実習指導も行うものとする。
- 4 第10条第2項の定めにかかわらず、「本大学院修了者」には大学院文学研究科教育学専攻博士前期課程臨床心理学領域の修了者も含めるものとする。
- 5 第11条第1項の定めにかかわらず、室長が認めた場合は、大学院文学研究科教育学専攻博士前期課程臨床心理学領域及び同博士後期課程心理学領域の学生を院生相談員とすることができるものとする。

◆◆◆編集後記◆◆◆

桜の花もほころぶ候、2年に一度の「京都女子大学大学院こころの相談室 心理臨床研究」誌第7号を、無事に出すことができました。

今度こそはと期待したのだけれども、臨床家にとっての永年の懸案事項である心理職の国家資格化は、またしても政治的な国会の解散により廃案になりました。国家は福祉よりも戦争への道を進んでいくのでしょうか…。そうならば、とても悲しいことです。しかし、私たちは真摯な態度での心理臨床への取り組みを続け、明日への展望を念頭において日々努力することを忘れてはなりません。

ともかく、私たちが地道に積み上げてきたこと、こころの相談室に所属する面々の研究の一部、あるいは日頃の取り組みの一端を、本誌で発表できることを嬉しく思います。皆様方のご意見やご感想をお寄せいただければ、幸甚です。

最後に、皆様方のご活躍とご健勝をお祈り致します。そして、今後とも私たちへのご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(大矢 大)

京都女子大学大学院  
こころの相談室 心理臨床研究

---

第7号  
2015年3月31日発行

編集  
発行 京都女子大学大学院こころの相談室

〒605-8501 京都市東山区今熊野北日吉町35  
電話 075-531-9148

印刷・製本 株式会社北斗プリント社

---





